

別所地区市政懇談会 議事録

- 1 日 時 令和3年10月24日（日）
午後6時00分～7時30分
- 2 場 所 別所町公民館大会議室
- 3 参加者 別所地区 24人
市 19人（市長、副市長、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、議会事務局長、消防長、教育総務部長、教育振興部長、観光振興課長、道路河川課長、建築住宅課長、教育センター長）
オブザーバー 6人
傍聴者 6人

4 内 容

- (1) 地区からの意見・提言及び市からの回答

別紙のとおり

- (2) 意見交換

- ア 太陽光発電施設に関する規制等について

【別所地区】

近年、各地で大雨による土砂災害が発生していることから、東這田地区、西這田北地区及び西這田南地区では太陽光発電施設の建設にあたり危機感を持っている。太陽光発電施設の建設に係る諸問題の解決には行政の協力が不可欠である。事業者から提出された申請書類等は市が県へ進達するものと思われるが、一度受付されると地元の下承を得ず工事を開始してしまう事業者もある。当初、市としてどのように認識し進達したのか。また、再申請に至った理由等をお聞きしたい。

【都市整備部長】

再申請については、下流域の浸水問題等の地域からいただいた意見を事業者に伝えた結果、オンサイト式の調整池の整備等を新たに追加し再申請されている。市としては可能な限り地域の意見に添った行政指導を行っていきたい。

【別所地区】

工事が長期間行われなかったため、再申請するよう県から

指導があったと聞いている。地域への説明が不十分であるにも関わらず、数人の住民に書類を送付したことで地域への説明が完了していると見なされ、申請受理された。市として地域のことをどのように考え進達したのか。

【都市整備部長】

市は、事業者から届出された申請書類の内容を確認の上受理し、県へ進達する。事業者は近隣へ説明済みとして届出され、市は意見をつけて進達を行った。その後、県が事業者に対して地域への説明会を行うよう指導した。

【別所地区】

太陽光発電施設の建設に対して地域として危機感を抱いているため、市として地域と調整してから県へ進達いただきたい。また、太陽光発電施設建設に係る雨水の最終排出先について、関西電力の鉄塔工事に伴い、雨水の流れが変わるのではないかと心配する声がある。関西電力は市及び県に届出の上、太陽光発電施設の事業者の要望に基づき排水工事を行ったと言っていたが、市としてどのような指導を行ったのか。今後の指導の予定等があれば教えていただきたい。

【都市整備部長】

関西電力の鉄塔工事については、一定の面積要件を越えていないため、市への届出はない。鉄塔工事により雨水排出先に影響がある場合は、地域と一緒に現地確認させていただきたい。

【別所地区】

太陽光発電施設建設について、山林の伐採や史跡周辺工事に係る届出がなされていることと思うが、市の関係部署間の情報共有等を行っているのか。

【都市整備部長】

太陽光発電施設建設に係る届出があった際には、県に進達後、県から意見照会があり、関係部署に意見照会を行った上で県に回答している。

【別所地区】

関西電力の鉄塔工事や雨水の排出先等の問題により工事が進んでいないが、今後の指導についても市として検討いただけるのか。

【都市整備部長】

関西電力の鉄塔工事がどのような形で整備されるかにもよるが、今回事業者により整備が計画されている水路に流れ込む予定であるため、下流域への大きな影響はないと考える。

【別所地区】

鉄塔工事により地形が変わると雨水の流速等も変わるため、十分に注視していただきたい。また、別所町公民館南のT字路周辺については、市道に側溝がなく、雨水対策ができていない。公民館前の側溝を改修する案を市よりいただいていることに感謝するが、標準的な側溝幅よりも狭い。山側から流れてくる雨水等も考慮した総合的な整備をお願いしたい。隣接地や市道の筆界が確定していない場合はどのように整備を進めるのか。

【都市整備部長】

東西に走る旧県道については、民有地の名義の土地もある。今後の側溝整備にあたっては、隣接地の地権者の施工同意を得て、地域と協力しながら進めていく。

【別所地区】

筆界同意に際し地元区長印が必要と聞いていたが、途中で必要ないと市が判断をしたことから、地域に説明がないまま事業者が手続きを進めていた。該当の箇所はごみステーション等の地域で管理してきた土地を含むため、地域の同意として区長印は必要であると考えていた。

【都市整備部長】

意見提言に対する回答に記載しているとおりだが、既に市道に認定している道路であるため、確認のための区長印は必要ないという判断に至った。

【別所地区】

ごみステーションの設置場所が白地であるなど権利関係が複雑な土地であるため、筆界確定にあたっての当該対応については疑問を感じる。

【都市整備部長】

当初、事業者から区長印を添えて申請する旨の申出があり、区長印は必須ではないが里道が重なった土地であるため、区長に確認いただくことは問題ないと判断した。後に区長から

区長印の必要性について問合せがあり、市道認定道路として市が責任を持って行うため、区長印は必要ないという結論を申し上げたという経緯がある。

【別所地区】

施工箇所が地域で管理している土地と隣接しているため、市の対応には疑問が残る。また、別所小学校敷地内の雨水対策について、現在の状況と今後の対策についてお聞きしたい。

【都市整備部長】

市が行う公民館周辺の側溝整備の計画は、別所小学校からの雨水の流入も考慮した検討を行い、問題ないように整備する予定である。

【別所地区】

雨水が流れ込んでも問題ないように整備する対策が妥当なのか、敷地内の雨水を適切な場所へ排出するよう整備することが適切なのか、市としての判断をお聞きしたい。

【都市整備部長】

小学校敷地内の舗装されていない箇所の雨水が流れ込んでも問題ない流下能力を備えた断面を設計し、整備したいと考えている。事業者が当初流域として想定していなかった箇所についても市が確認する。

【別所地区】

学校だけでなく背面の山からも雨水が流れ込むため、総合的な雨水の流れを考慮した整備を計画いただきたい。また、太陽光発電施設建設にあたり事業者が市へ提出する必要がある届出を具体的に教えていただきたい。

【建築住宅課長】

今回の別所地区への太陽光発電施設設置にあたっては、県条例に則った事業計画届出書で、地域に説明を行った際の記録、技術的な図面等を市に提出いただき、それらを市から県へ進達する。

【別所地区】

業者から市へ直接届出する必要があるものはどのようなものか。

【建築住宅課長】

例えば、森林の伐採がある場合は伐採届が必要であるほか、

1,000 m²以上で区画形質の変更がある場合は、環境保全条例に基づき協議が必要である。

【別所地区】

関西電力が高圧線工事に係る調査を行った際、伐採届に加えて埋蔵文化財の調査に係る届出も提出されたと聞いている。施工箇所が遺跡に近い場合、事業者が破壊してしまう危険性があるかと思うが、市として事業者へ埋蔵文化財保護に係る指導等を行っているのか。

【教育総務部長】

具体的な指導方法については把握していないため、確認させていただく。

【別所地区】

関西電力が発掘した際は遺跡等の写真を市に提出したと聞いている。事業者によっては、遺跡を発掘しても報告せず貴重な文化財を再度埋めてしまう場合がある。

【議会事務局長】

昨年度まで教育総務部長に就いていた経験からお話させていただく。市内の埋蔵文化財については、教育委員会があらかじめ調査を行っており、埋蔵文化財がある可能性がある場所を特定している。事業者が開発等を行う際には、付近に埋蔵文化財があるかについて文化・スポーツ課と協議させていただく。工事可能な範囲の確認や事前調査、開発現場への立ち合い等を行っているほか、工事を避けていただく範囲を指示している。

【別所地区】

1,000 m²以上の事業計画について市が指導できるよう太陽光発電施設等の設置に係る条例の制定を検討いただいていることに感謝する。条例案が完成した際にはパブリックコメントを行い、市民の意見を反映させてほしい。また、庁内の関係部署でワーキンググループを設置し、文化財保護や観光分野、クリーンエネルギー等の様々な観点から議論していただきたい。迅速に設置の上、誰もが安心して暮らせる別所地区のため、地域と情報交換しながら検討いただきたい。

【都市整備部長】

庁内関係課で構成する検討会を既に設置しており、今後市

として条例制定が必要であると結論付けたため、関係課で協議しながら制定に向けて進めている。パブリックコメントについては、条例案が出来た時点でホームページ等に公開の上、実施したいと考えている。

【別所地区】

よろしくお願ひしたい。

【別所地区】

太陽光発電施設の建設に係る協定書について、市が作成した様式をもとに交渉することは可能か。また、事業者が県に再申請するとのことだが、進達にあたって市としてどのように対応するのか。加東市では、良好な環境の保全に関する条例規則の一部を改正して太陽光発電設備事業に対する厳しい届出制度を整備したが、三木市が検討しているものとどのように違うのか教えていただきたい。

【都市整備部長】

協定書の様式作成も一つの手段だが、地域により様々な事情があるため、統一様式とすることは出来ない。地域が希望する場合は市として助言等させていただく。申請書類の進達については、内容が基準等に適合しているか検討の上、進達することとなる。加東市を含む他市の状況を調査しながら、実際にどのような形で制度を整備できるか検討していく。

【別所地区】

条例等の制定については、届出制にするのか許可制にするのか等によって大きな差がある。協定書の様式については、今後、他の地区においても同様の問題は発生すると考えるため、実際に作成している他市を参考に検討いただきたい。また、進達については、雨水の下流対策が地域の要望に沿った整備となるよう十分に検討の上、進達いただきたい。

【別所地区】

条例制定に向けて検討いただいていることは大きな前進であると認識している。昨年度の市政懇談会では条例の実効性に疑問があると回答されていたが、市で制定予定の条例についてはどのように実効性を担保するのか。太陽光発電施設建設に特化したものではなく、豊かな自然を守るための条例を制定いただきたい。マックスバリュ別所店の裏側の山林は

どのような目的で伐採されているのか。

【都市整備部長】

伐採に係る申請はいただいているが、目的に係る申請はまだ提出されていない。

【別所地区】

どのような条例を制定したとしても、山林の伐採が完了してから目的に係る申請が提出される場合、自然を守るという観点では制定の意味がない。マックスバリュの裏側から法界寺の裏側まで開発する計画があるという噂を聞いたが、市として把握しているか。

【都市整備部長】

どのような開発計画であるか存じていない。

【別所地区】

三木市の豊かな自然環境を守るため、開発前に抑制できるような制度を整備いただきたい。

イ 相野地区、旧三木飛行場跡地の開発について

【別所地区】

相野地区は、少子高齢化や地形的に農業用水を引きにくいことにより耕作放棄地が増加している。農振農用地区域であることは理解しているが、農振農用地区域の除外や土地開発ができるよう市として検討いただきたい。

【別所地区】

建物が建たず、道路や水路の整備も不十分であるが、相野地区全体の開発計画として企業誘致することも一つの案であると考え。昨年頃まで、優良農地であっても申請すればほとんどが転用許可され、運送会社の駐車場等に整備されていたが、今年頃から不許可となっており、理由を教えてください。

【市長】

相野地区の浸水対策については、地域の皆様から強くご要望いただいております、可能な範囲で取り組み始めている。企業誘致による工業団地開発については、志染地区のひょうご情報公園都市の次期工区実施に向けて県市協調で取り組んでいるところであるため、新たな工業団地の開発予定はない。

また、同じく旧飛行場跡地がある稲美町では、準工業地帯としてどんどん開発が進んでいるとご意見いただいたが、現在コロナ禍で進んでいない状況である。国及び県の規制がある中での土地活用案等については、市だけでなく地域と一緒に検討する勉強会等を実施したい。

【産業振興部長】

農振農用地区域の除外申請が許可されなくなったとのことご指摘については、運用の変更等は特に行っていないため、個別の理由等は農業振興課においてご説明させていただきたい。また、農業従事者数の減少については、昨年度にアンケート調査を行い、農家の皆様が今後の農業のあり方に不安を抱えていることは認識している。農業の担い手不足は、相野地区だけでなく全市的な課題である。まずは人・農地プランの作成による農地の集積や活用を目指し、地域と一緒に課題解決を図っていききたい。

【別所地区】

農地だけでなく旧飛行場跡地も含めた開発計画について検討いただきたい。また、市長の言われる勉強会については賛成であるため、花尻地区、石野地区、下石野地区の各区長や役員等も参加させていただき、ぜひ一緒に検討していききたい。

【市長】

勉強会については、地域で参加者をご検討いただいた上で実施させていただきたい。

ウ 別所ゆめ街道の雑草管理について

【別所地区】

別所ゆめ街道の草刈り作業について、年3回実施とお聞きしたが、回数を増やしていただきたいほか、もう少し丁寧に実施していただきたい。また、サイクリングロードとしての整備にあたっては法面を含めた整備をお願いしたい。田畑への空き缶等のポイ捨てが予想されるが、市として対策を検討しているのか。

【観光振興課長】

除草回数については、年3回のほか特に繁茂している箇所

等については個別に対応しているためご理解いただきたい。市としても月1回程度の巡回を検討するなど、引き続き美しい街道を維持できるよう努めていく。また、サイクルロードになることでのポイ捨て対策については、サイクリングを楽しんでいる方のマナーは非常によいものと認識している。犬の糞等も個人のモラルの問題であり、予防には限界がある。あまりに酷い場合は観光振興課までご連絡いただきたい。

エ 教育情報セキュリティポリシーの整備について

【別所地区】

教育分野に限らず、IT化においては情報セキュリティポリシーが重要である。教育情報セキュリティポリシーについては、市の情報セキュリティポリシーに準じて運用していると回答があったが、市の情報セキュリティ対策基準をそのまま用いているのか。数年前に教育情報セキュリティポリシーを作成されていたが、現在はどうなっているのか。

【教育センター長】

平成29年に文部科学省から教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが出された際に市の状況を調査した。平成29年以前の詳細は分かりかねるが、以前から教育分野においても行政の情報セキュリティポリシーに準じて運用されていたものと認識している。なお、現在はGIGAスクール構想に伴い、タブレット端末を家へ持ち帰って学習するなど状況が変化しているため、現状の教育環境に合わせた有効なセキュリティポリシーを早期に策定したいと考えている。

【別所地区】

過去に作成された教育情報セキュリティポリシーをご存じないのか。

【教育センター長】

現状では見受けられないが、教育分野においても行政と同様の運用であると認識している。

【別所地区】

今後策定することのことだが、どのようなスケジュールで進めるのか。また、内容についてはどのようなメンバーで検討

されるのか。

【教育センター長】

教育長や教育振興部において素案を作成の上、市の情報政策部局と協議し作りあげていくと考える。

【別所地区】

過去に作成した際には外部団体に発注されている。また、当時の吉川中学校校長が「三木市立吉川中学校における情報セキュリティポリシー策定に向けて」という文書を作成している。現状では見受けられないとはどういうことか。当時の教育長等が確認していないのか。

【教育センター長】

当時に教育情報セキュリティポリシーを作成されたと思うが、現在に引き継がれていないことは我々の落ち度である。

【別所地区】

教育情報セキュリティポリシーは一人で作成できるものではなく、現場の教職員や教育センター職員の協力が不可欠である。一から作成することは非現実的であり、今ある大枠をもとに環境の変化に応じて修正すべきである。神戸市については、教育情報セキュリティポリシーは市の情報セキュリティに準ずると記載してあるが、情報セキュリティ対策基準学校編というものを別途策定している。また、埼玉県吉川市では、学校計画情報化推進計画を平成3年から7年に作成しているため、参考にさせていただきたい。

【教育振興部長】

教育情報セキュリティポリシーは、市の基本方針と対策基準の二つで構成される。特に対策基準については、ご指摘のとおり他市の先進事例やさまざまな専門家のご意見を参考に策定したいと考えている。

オ 大山バイパス交差点から興治地区県道への市道拡幅について

【別所地区】

当該道路について、昨年度の市政懇談会は拡幅の計画はないという回答だったが、今年度は検討してまいりたいという回答を頂いている。ぜひよろしく願いたい。

【都市整備部長】

市内の道路整備については課題が多く、重要性の高いものから順に整備している状況である。まずは、国道175号の小林交差点の改良工事について、実施主体である県と連携しながら進めているところである。その交差点整備後の交通状況を確認の上、今後、大山バイパス交差点から興治地区県道への市道拡幅整備を検討していきたいと考えている。